

R6 フェリーを活用した モーダルシフト促進事業

秋田県では、秋田港を発着するフェリー航路を活用して、貨物輸送を環境負荷の小さいフェリー輸送へ転換するモーダルシフトを促進するため、次の事業を実施します！！

新規需要開拓・効果検証事業

補助対象者	貨物運送事業者（貨物の輸送を実施する者）及び 荷主企業（貨物の輸送を委託する者）
補助対象経費	秋田港を出発又は到着するフェリー輸送に係る貨物運賃 （対象とする車両等） ・全長が6m以上の事業用トラック又は無人航送用トレーラーシャーシ ・その他知事が適当と認める車両等
補助要件	次の条件のいずれかを満たすこと ・秋田港を出発又は到着するフェリーを利用して新たな貨物を輸送すること ・他の輸送手段から変更し、秋田港を出発又は到着するフェリーを利用して貨物を輸送すること
補助率	1/2
補助金の額	車両等1台当たり上限額3万円（1事業者当たり上限額30万円）

< 補助事業の流れ >

- ①【事業者様】申請書の提出
 - ・様式第1号 補助金等交付申請書
 - ・様式第2号 事業実施計画書
 - ・様式第3号 収支予算書
 - ・要領様式第1号 モーダルシフト促進事業計画書
- ②秋田県交通政策課での審査の後、「補助金交付決定通知」を发出
- ③【事業者様】事業の実施（＝フェリー秋田航路の利用）
- ④【事業者様】事業実績報告書の提出
- ⑤秋田県交通政策課での審査の後、補助金額の確定
- ⑥【事業者様】請求書の提出
- ⑦秋田県交通政策課での補助金の振り込み

まずは一度、お問い合わせください！ ↓ ↓ お問い合わせ先はこちら ↓ ↓

お問い合わせ
申請先

秋田県観光文化スポーツ部交通政策課

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎1階

TEL：018-860-1282 Mail：koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp